＋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＋

お知らせ

２０１０（平成２２）年３月１日より、埼玉県深谷市高島地区の一部と群馬県太田市南前小屋地区の一部が境界変更することとなりました。

つきましては、本境界変更に伴い、旅券面の本籍（県名）の記載事項変更を希望される方については、戸籍謄（抄）本によりその事実が確認されれば、職権による記載事項の訂正（手数料無料）を行います。

詳しくは当館領事窓口（又は最寄りの在外公館）までご照会下さい。

注意：記載事項の訂正により、現在お持ちの旅券の『追記欄』に訂正事項が記載されます。

また、今次境界変更に伴い、新たに旅券を申請いただくことも出来ますが、この場合、通常の旅券発給手数料

- １０年旅券：１１２ユーロ
- ５年旅券：　７７ユーロ
- １２歳未満：　４２ユーロ

をお支払いいただくこととなりますので、ご留意下さい。

照会先：在ミラノ日本国総領事館　領事班

電話：（０２）６２４１－１４１

＋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＋